

## 川越・東松山民商 民商だより R3/12/8 NO.45

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

### 飲食店協力金 654万～1157万円、来年400万超の納税も？ 税金・節税対策学習会開催 支援金を有効に活用しよう



12月3日、東松山市民文化センターにて、東松山・比企地域の支部合同の税金・節税対策学習会を開催しました。12名の会員が参加し、今からでも間に合う節税対策を学びました。

県の協力金を受給している飲食店の会員は6名が参加。東松山地域では最大で1090万円の協力金が振り込まれていて、約4割の400万が来年度の納税額となる可能性があり、来年以降の商売へ資金を残す為の節税策が重要になります。

#### コロナ支援金なのに、税金がこんなにかかるのは絶対おかしい！

序盤では税金の仕組みを説明。所得（利益）にかかる国保税、個人事業税、法人税と、控除を引いた課税所得にかかる住民税や所得税。協力金飲食店は合計で、3～4割が税金で納める金額になります。

今回の協力金や支援金にはかかりませんが、売上が1000万円を超えるとかかる消費税も、赤字でも払わなければならない不公平な税金です。

それに対して、どんなに儲けても、売却益の20.315%しかかからない株取引などで発生する税金。コロナで苦しむ支援なのに、こんなに税金がかかるのはおかしい、と参加者からも声が上がりました。

#### 再来年、2023年から始まるインボイス中止で、好きな商売を守る運動強化を

学習会では、節税内容の説明のほか、インボイス制度の概要、来年1月から始まる電子帳簿保存法の義務化についても学習。

参加した野口副会長は、「この間コロナで集まれなかった中、税金の問題で仲間が集まったのは大きい。2023年10月から始まるインボイス制度を中止、好きな商売を継続するため、民商運動の推進と一緒に取り組もう」と締めあいさつをされました。

#### 埼玉県感染防止対策協力金の4～15期での申請合計金額

自治体	川越他 21 時	川越他 20 時	東松山他 21 時	東松山他 20 時	鶴ヶ島等 21	鶴ヶ島等 20
協力金	1157.5 万	889 万円	1090 万円	654 万円	1096.5 万	693 万円

※川越他＝13自治体（川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町）

※鶴ヶ島市等＝13期から追加の3自治体（鶴ヶ島市、春日部市、三郷市）

※表の「21時」などは、通常営業終了時間が21時以降のお店の意味。

例）東松山市個人事業主、58歳、妻パート、国民年金2名、生命保険ありの場合の来年納税すべき税金の種類と所得に対する割合

	国保税	個人事業税	住民税	所得税	合計	所得割合
所得 100 万	20 万 (2割軽減)	0 円	0 円	0 円	20 万	20%
所得 200 万	33 万	0 円	5 万	3 万	41 万	20%
所得 400 万	56 万	6 万	22 万	13 万	97 万	24%
所得 800 万	103 万	26 万	57 万	72 万	258 万	32%
所得 1200 万	108 万 (上限)	46 万	97 万	167 万	418 万	35%

#### 今からでもできる、年内間に合う節税対策（簡略版）

**短期前払費用** = 金額の変わらないもの、1年以内に支払うものの前払い。  
(家賃・駐車場・民商会費・リース料・保険料・借入金利息など)

※大家さんは、「前受金」で資産として仕訳して、通常の月の売上で処理します。

**一括償却資産** = 20万円までの減価償却を3年で経費。

★12月に買っても、その年は1年分の1/3が減価償却経費。

**青色申告の少額減価償却資産の特例** = 青色申告を選択している方のみ。30万円までの減価償却資産を合計300万円まで、その年に一括で償却経費。

**修繕費** = 原状回復工事は、修繕費。レベルアップの場合は、減価償却費。

○今年使ったが来年支払う携帯料金など、未払金計上での経費算入。

○小規模企業共済、倒産防止共済への加入と1年分先払い。

○国民年金（2年分）、国民年金基金（1年分）の先払い。

○65歳以上の扶養親族で、介護認定の方の一部の方、自治体で「障害者控除対象者認定書」発行してもらい、障害者控除を受けられるようにする。

○節税ではないが、ふるさと納税の利用。

#### ●コロナ特例の「消費税の課税選択の変更に係る特例」の検討。

= 免税業者で、コロナの影響でR2年2/1～R3年1/31までのどこかの月の売上が前年と比べ概ね50%以上減少している場合、

① 消費税の本則課税業者になり、赤字の場合、消費税が還付金として受け取れる

② 課税業者を選択後、2年以内でも課税業者をやめることができる。

法人は2か月後、個人事業者の場合は3月までに税務署に申請書提出。

#### ●コロナ特例の「簡易課税制度の適用に関する特例」の検討。

= 基準期間（通常は2年前）が売上5000万以下の消費税課税業者で、今年分の申告で簡易課税を選ぶ・やめるが選択可能。

① 消費税の本則課税業者になり、赤字の場合、消費税が還付金として受け取れる

② 本則課税の業者が、簡易課税の方が、納税額が安くなる場合は切り替え可能。

**編集幸喜** 来年1月から、電子帳簿保存法が、全ての事業者に義務化されます。

これは、「オンライン取引、メール、クラウドサービス等電子媒体を通じてやり取りした領収書・請求書は、紙保存は禁止、データで保存しなさい」というもの。

他にも、紙の領収書などをスキャナで保存する場合、事前に税務署の承認が必要でしたが、これも緩和されます。しかし今週、省令改正で2年間の猶予期間が儲けられる見込みと発表されました。詳細がわかり次第お伝えします。